

個人事業者の事業承継税制支援へ

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加（※）。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。**

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

（中小企業庁HPより抜粋）

与党が14日に決めた2019年度税制改正大綱では、事業承継に悩む個人事業主や未婚のひとり親への支援なども盛り込まれた。主な変更点をまとめた。

法人ではない個人の事業主が後継者に資産を引き継ぐ際の税負担を和らげる「事業承継税制」をつくる。来年1月から10年間の時限措置。事業用の土地や建物にかかる贈与税や相続税の税負担をなくし、高齢者が後継者に資産を引き継ぐ際の税負担を和らげる。経済産業省によると、七十歳を超える個人事業主は二〇二五年に約百五十万人に達する見込み。代替わりを促して廃業を防ぐ仕組みづくりが課題になっている。通常は個人事業主が後継者に資産を譲る際に、生前贈与税、死後は相続税がかかるが、事業用の土地が八百平方メートルまで、建物は八百平方メートルまで税負担を軽減する。後継者が八〇平方メートルまで税負担をゼロにする。家族経営の工場や個人病院、旅館、酒蔵などの利用を想定する。雇用を防ぐため、事業主は引き継ぎの計画を作り、都道府県が確認。後継者が事業を続けているかどうかを、第三者機関などがチェックする。計画に反した場合に事業を止められた場合は納税しなくてはならない。しかし、税制を用意して後継者が事業を続けていくかチェックする第三者機関も、世代交代が進むかはつきりしない。政府は個人ではなく中小企業の経営者の代替わりを促す税制の八年度につくり、毎年のように拡充してきた。にもかかわらず、代替わりが難航するケースも多い。金属とEメールなど異なる素材を高温で貼り合わせ「熱フュージョン加工」を専門とする中小企業「三協技研」（埼玉県伊奈町）の戸川幸雄社長（七〇）は「三年引先や知り合いから紹介されるなどした候補者は十二人になるが、定着しなかった。電線から医薬品、住宅の壁面素材まで多岐にわたる顧客の要望に応じ続ける技術の幅広さについて、戸社長は「税金の問題よりも、技術や人脈の引き継ぎの方が重要で難しい」と話した。（吉田通夫）

承継制度創設 贈与や相続優遇

個人事業者の事業承継税制のイメージ
相続税・贈与税を10年間軽減
土地が400平方メートル分まで、建物が800平方メートル分まで
継承が円滑に
家族経営の住宅兼工場や旅館、酒蔵など
事業を続けているかチェック
第三者機関
後継者

（中日新聞H30年12月より抜粋）

詳しくは当事務所担当者まで、お問い合わせください。



税理士 法人 北陸合同会計事務所